【規程番号　神女大短Ⅱ－003】

# 神戸女子大学・神戸女子短期大学
# 副学長及び部局長の担当する授業等に関する内規

（趣旨）

**第１条**　この内規は、神戸女子大学・神戸女子短期大学副学長規程第７条及び神戸女子大学・神戸女子短期大学部局長規程第７条の規定に基づき、副学長又は部局長（以下「副学長等」という。）が担当する授業等（以下「担当授業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（担当授業時間数）

**第２条**　副学長等がその任務を適切かつ効果的に遂行するため、当該副学長等の担当授業の時間数は、専任教員の基準コマ数に関する規程第２条第１項に定める基準コマ数を標準とし、半期６コマを超えない範囲とする。

２　前項の担当授業には、大学院における授業は含まない。

３　特別な事情がある場合は、申出により、第１項に規定される時間数を超えて担当することができる。

（担当授業の決定）

**第３条**　副学長等の担当授業及び適用の時期は、学長が決定する。

（補則）

**第４条**　この内規の運用にあたり、必要が生じたときは、その都度、学長が決定する。

（改廃）

**第５条**　この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

**附　則**

この内規は、令和４年４月１日から施行する。